

高島北溪井坑跡地区

1 地区の概要

高島北溪井坑跡地区は、世界遺産の推薦候補である「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」の構成資産の1つである高島の北溪井坑跡及びその関連資産であるグラバー別邸跡を有する地区です。

北溪井坑は、日本初の蒸気機関を導入した洋式炭鉱で、グラバー別邸は、北溪井坑の開発にあたったトーマス・ブレイク・グラバーの別邸で、いずれも幕末から明治期における日本の炭鉱産業の飛躍的な近代化の先駆けとなった資産であり、この2つの資産を含む同地区は、歴史的にも文化的にも非常に重要な地区です。

2 景観の形成に関する方針

本地区には、今後、世界遺産登録の取組みが進むにつれて、多くの観光客が来訪し、開発圧力などの増加も懸念されることから、本地区の景観の形成にあたっては、現在の自然環境に調和した景観を様々な外的要因から守り、後世に受け継いでいくことが重要となります。

以下に高島北溪井坑跡地区の景観の形成に関する方針を示します。

<景観の形成に関する方針>

- 北溪井坑跡及びグラバー別邸周辺の景観を大きく改変しない。
- 海岸や山林等の自然環境に調和した景観形成を図る。

◇区域図



図 景観形成重点地区「高島北溪井坑跡地区」の区域

3 景観形成基準

(1) 基本的な考え方

地区	基本的な考え方
共通（全体）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物や工作物の高さは基本的には現状程度の高さを維持する。 ・ 高島の自然環境に調和する色彩とする。 ・ 豊かな緑を確保するために、樹木の保全を図る。 ・ 自動販売機は、周囲の景観に調和させる。

(2) 景観形成基準

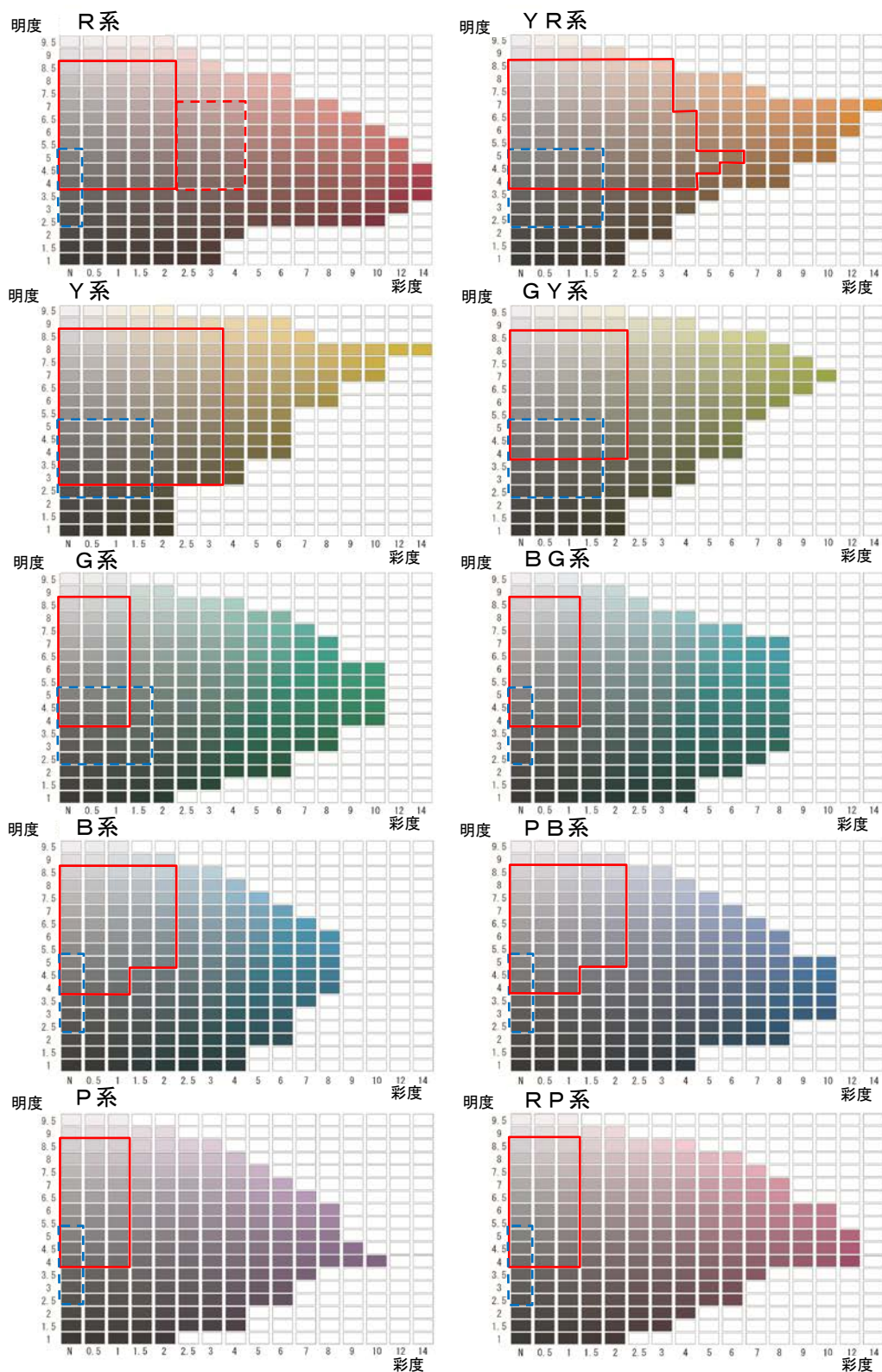
行為の種別・事項	景観形成基準																																								
<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物又は工作物の新築、新設、増築、改築又は移転 ・ 外観を変更することとなる修繕又は模様替若しくは色彩の変更 	<p>高さ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高さは10m以下とする。 																																								
	<p>形態・意匠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周囲の景観に調和した意匠とし、特に大型駐車場を設ける場合は、開口部をできるだけ遮へいする。 ・ 高架水槽、空調屋外機などの建築物の付帯設備、その他、歩行者の目線に近い位置に設置する設備等は、遮へいの措置あるいは、周囲の景観に調和した意匠とする。 ・ 自動販売機は、建物等の中に組み込むか、又は、周辺景観と調和する意匠、色彩とする。 																																								
	<p>色彩</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基調となる色彩はマンセル表色系において、以下のとおりとする <p>(1) 建築物の屋根</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>YR～G系</td> <td>2.5以上～5.0以下</td> <td>1.5以下</td> </tr> <tr> <td>N系</td> <td>2.5以上～5.0以下</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 建築物の壁面、工作物</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R系、GY系</td> <td>4.0以上～8.5以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">YR系</td> <td>4.0以上～4.5未満</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>4.5以上～5.0未満</td> <td>5.0以下</td> </tr> <tr> <td>5.0以上～5.5未満</td> <td>6.0以下</td> </tr> <tr> <td>5.5以上～6.5以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6.5超～8.5以下</td> <td>3.0以下</td> </tr> <tr> <td>Y系</td> <td>4.0以上～8.5以下</td> <td>3.0以下</td> </tr> <tr> <td>G系、BG系 P系、RP系</td> <td>4.0以上～8.5以下</td> <td>1.0以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B系、PB系</td> <td>4.0以上～5.0未満</td> <td>1.0以下</td> </tr> <tr> <td>5.0以上～8.5以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>N系</td> <td>4.0以上～8.5以下</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工作物のうち、R系の色相については、門、塀、垣、さく、日よけテント、街灯及び照明等の小規模な工作物のみ、明度4.0～7.0の範囲において、彩度4.0まで認める。 <p>※ただし、次に該当するものについては、この限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 石材、れんが等の素材の色及びアクセントカラー（外壁の各方面の見付け面積の各10%以内とする） ・ 周辺景観への影響がないと市長が認めるもの 	色相	明度	彩度	YR～G系	2.5以上～5.0以下	1.5以下	N系	2.5以上～5.0以下		色相	明度	彩度	R系、GY系	4.0以上～8.5以下	2.0以下	YR系	4.0以上～4.5未満	4.0以下	4.5以上～5.0未満	5.0以下	5.0以上～5.5未満	6.0以下	5.5以上～6.5以下	4.0以下		6.5超～8.5以下	3.0以下	Y系	4.0以上～8.5以下	3.0以下	G系、BG系 P系、RP系	4.0以上～8.5以下	1.0以下	B系、PB系	4.0以上～5.0未満	1.0以下	5.0以上～8.5以下	2.0以下	N系	4.0以上～8.5以下
色相	明度	彩度																																							
YR～G系	2.5以上～5.0以下	1.5以下																																							
N系	2.5以上～5.0以下																																								
色相	明度	彩度																																							
R系、GY系	4.0以上～8.5以下	2.0以下																																							
YR系	4.0以上～4.5未満	4.0以下																																							
	4.5以上～5.0未満	5.0以下																																							
	5.0以上～5.5未満	6.0以下																																							
	5.5以上～6.5以下	4.0以下																																							
	6.5超～8.5以下	3.0以下																																							
Y系	4.0以上～8.5以下	3.0以下																																							
G系、BG系 P系、RP系	4.0以上～8.5以下	1.0以下																																							
B系、PB系	4.0以上～5.0未満	1.0以下																																							
	5.0以上～8.5以下	2.0以下																																							
N系	4.0以上～8.5以下																																								
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地内は、できるだけ緑化する。 																																								

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ・法面は出来る限り緩やかな勾配とし、緑化等により周辺の自然環境及びまちなみとの調和に配慮する。 ・市街地景観の背景となる斜面緑地については、周辺の植生に配慮して緑化に努める。
土地の開墾、土石の採取、鉦物の堀採その他の土地の形質の変更行為	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁は素材、表面処理の工夫、前面緑化等により、周辺の自然環境及びまちなみとの調和に配慮する。 ・敷地内にある良好な樹木、水辺等の自然資源をできる限り保全し、生態系に配慮して活用するように努める。
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・堆積物は道路など公共の場から見えないように配置を工夫するとともに、できる限り高さを抑える。 ・そのままでは道路など公共の場から見える場合は、植栽や圧迫感のない塀の設置等による修景を行う。 ・整然と集積・貯蔵し、敷地外に流出しないよう安全性にも配慮する。

★建物等の建替えについて、景観計画施行時において、現に存する建築物等又は工事中の建築物等などが景観形成基準を超えている場合、建築物の用途や敷地の状況等を考慮したうえで、既存の建築物の高さの範囲内で、市長がやむを得ないものと認めるものはこの限りではない。

4 高島北溪井坑跡地区の色彩基準

下図の線の枠内は、使用できる色を参考として示しています。なお、ここに表現している色は印刷によるものであり、正確なマンセル値とは異なるため、実際の色は色票で確認してください。



外壁、工作物 小規模工作物 屋根

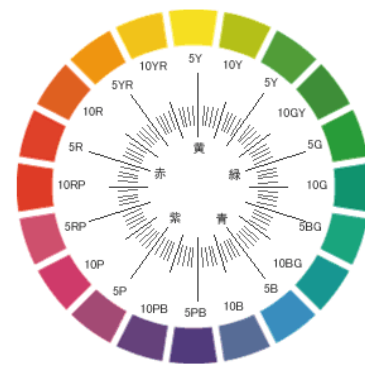
■ マンセル表色系のしくみ

発注者や設計者、施工者などが同じ色彩を共有できるように、日本工業規格（JIS）にも採用されているマンセル表色系を基礎としたカラーシステムによって表わしています。マンセル表色系では、「色相（Hue）」、「明度（Value）」、「彩度（Chroma）」の3つの属性の組み合わせによってひとつの色彩を表わします。

【色相】 色味の違いを色相として表わします。色相は、R（赤）、YR（黄赤）、Y（黄）、GY（黄緑）、G（緑）、BG（青緑）、B（青）、PB（青紫）、P（紫）、RP（赤紫）の10色相の頭文字と、その変化を表わす0から10までの数字を組み合わせて用います。

【明度】 色彩の明るさの度合いを明度として表わします。0から10までの数字を用い、明るい色彩ほど数字が大きくなります。無彩色はN5.5などのように最初にニュートラルの意味を表わすNをつけて明るさの度合いだけで色彩を表わします。

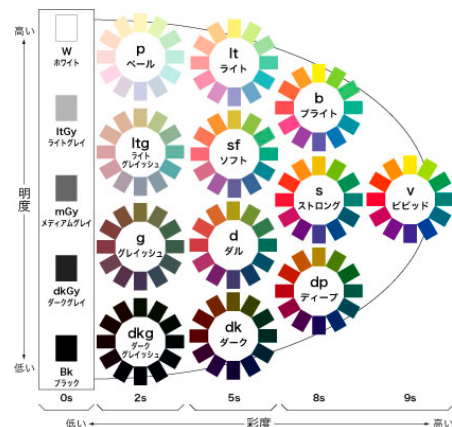
【彩度】 色彩の鮮やかさの度合いを彩度として表わします。鮮やかな色彩ほど数値が大きくなりますが、最大の数値は色相によって異なります。



マンセル色相環

マンセル記号の表わし方と読み方
 5R 4 / 14
 色相 明度 彩度
 (5アール、4の14)と読む

【トーン】 色彩の三属性のうち、明度と彩度を組み合わせたものをトーンと呼びます。トーンは色の調子、色調などと呼ばれ、色の強弱や軽重、濃淡など、色が与える印象と深く関わっています。



PCCS トーン分類